

## 国民健康保険税の納付回数が増えになります

平成30年度より、国民健康保険税(以下「保険税」という。)の普通徴収による納付回数が、8回から10回に変更になります。これまでは、年税額を8回で納付していただいていたものが、10回となりますので、1期あたりの負担が少なくなります。

5月に送付する第1期・第2期は仮算定といい、年度当初には、前年総所得金額が確定していないため、所得割の基礎となる額が決定できないことから、前年度の保険税の10分の1ずつをお支払いいただくものです。

7月に送付する第3期～第10期を本算定といい、前年総所得金額などを基礎とした年税額を算出し、仮算定との差額を精算し調整します。

なお、公的年金からの特別徴収の場合は、納付月と納付回数に変更はありません。

期別	納期限(平成29年度)	期別	納期限(平成30年度)
第1期	7月末日	第1期	5月末日
第2期	8月末日	第2期	6月末日
第3期	9月末日	第3期	7月末日
第4期	10月末日	第4期	8月末日
第5期	11月末日	第5期	9月末日
第6期	12月26日	第6期	10月末日
第7期	翌年1月末日	第7期	11月末日
第8期	翌年2月末日	第8期	12月26日
		第9期	翌年1月末日
		第10期	翌年2月末日

※納期限が土日の場合は、週明けの月曜日が納期限となります。

## 国民健康保険制度が変わります

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年度から、これまでの市町村に加え、都道府県も国民健康保険制度を担うこととなります。

※この制度改正によって、加入者が手続きをする必要はありません。

### ◇おもな変更点◇

#### ・被保険者証の様式が変わります

岐阜県も国民健康保険(以下「国保」という。)の保険者となることに伴い、被保険者証に県名が記載されるようになります。新たな被保険者証の切替時期については、4月以降の最初の一斉更新時(10月予定)からとなりますので、有効期限まではお手持ちの被保険者証をそのままお使いください。

#### ・高額療養費の多数回該当の通算方法が変わります

これまで、他の市町村へ転出した場合、国保資格が喪失するため、高額療養費の多数回該当が通算されませんでした。しかし、4月からは同一県内の他の市町村に転出した場合でも、世帯の継続性が保たれているときは、高額療養費の多数回該当が通算されるようになります。

問 税務課 ☎32-1103 (保険税について)

住民人権課 ☎32-1104 (制度について)

通常プリント **『スマホでもプリント』開始!!**  
 30円～ <バラエティに富んだ写真プリントを準備しています>  
 スマホから・パソコンから  
**LINE@** プリント注文可能!!  
 お得な情報をお届けします!!  
 はじめました!! 証明写真用学割クーポン配布中  
 詳しくは  
 養老 田中カメラ  
 で検索!!  
 『QRコードは <LINE@公式アカウントにつながります>』  
 TEL: (0584) 32-1053 / FAX: 0584-47-5228

『自分のペースで、自分の進路に最適な勉強がしたい!!』  
 『子供の進路についていっしょに考えたい。何のために、  
 どんな勉強をしているか、きちんと見ておきたい』  
 そんな人のための塾です。  
 入塾から卒業まで、1人の講師が専属担当!  
 お子様、保護者様の希望に合わせた一貫性のある進路計画  
 &  
 きめ細やかで目を離さない対1の個別指導の  
**F・M・R 進路・学習指導塾**  
 養老町 押越1522-46 TEL 090-6084-7091(責任者 三宅)  
 お問い合わせ、資料のご請求は  
 Webサイトは **養老 進路 学習塾** 検索